

（別紙）厚生労働省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の一部を改正する訓令案に関する意見募集の結果
について

【本文第6条（相談体制の整備）関係】

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	第6条第1項の「以下」は、後段のどの記載を指しているのか？	第6条の「以下」は、第6条第6項「相談者」を指しています。

【本文第7条（研修・啓発）関係】

<p>ばんごう 番号</p>	<p>いけん がいよう ご意見の概要</p>	<p>いけん たい かんが かつ ご意見に対する考え方</p>
<p>2</p>	<p>つぎ きじゆつ い ぐたいてき つた かき じれい 次のような記述を入れる。かつ、具体的に伝えるために下記の事例 のいずれかを加える。 きじゆつ いりようきかん ふくししせつ しょうがい じよせい 記述：「医療機関や福祉施設において、障害のある女性をはじめ しょうがい ひと せい もの しょうぐう けいこう 障害のある人を性のない者のように処遇する傾向があることをふ まえて、従事者の認識や態度を改める研修機会を設ける。」 じれい (事例) あし う ゆうき だ じゆしん ふにん ・ 「その足でどうやって産むの？」勇氣を出して受診した不妊 ちりょう しょうかい しんさつだい わたし み じよせい 治療の初回、ひとりでは診察台にあげられない私を見て、女性 い し い の医師からそう言われた。 さんふじんか い ・ 産婦人科に行くことをためらっていた。やっと医院に行くこと だんさ しょうがい りゆう じゆしん きよひ かぞく 段差があり、さらに、障害を理由に受診を拒否された。家族や しゅうい しょうがいしゃ せいてき み かんきょう 周囲が、障害者は性的なことなど、とんでもないと見る環境 だれ そうだん で、誰にも相談できてこなかった。 ちてきしょうがい じよせい じゆしん にゆうぼうつう shintaiじようきょう ・ 知的障害のある女性が受診し、乳房痛など、身体状況 うった いりようきかん にんしん はっけん 訴えたにもかかわらず、医療機関で妊娠を発見することができ ていなかった。女性は助けを得られないまま出産に到った。 じよせい たす え しゅっさん いた ふくししせつ りようしゃ にんしん しせつ ・ 福祉施設の利用者が妊娠していたにもかかわらず、施設の じゆうじしゃ き しょうがい じよせい 従事者がそれにまったく気づかなかった。障害のある女性が えいじい き つみ と じたい 嬰兒遺棄の罪に問われる事態となってしまった。</p>	<p>いりようきかん ふくししせつ じゆうじしゃ たい しょう けんしゅう 医療機関や福祉施設の従事者に対する指導・研修については、 たいおうししん たい してき てん ほんよりょう たいしゅう 対応指針に対するものであり、ご指摘の点は本要領の対象ではな いと考えます。 かんが なお、こうせいろうどうしょうしょくいん たい けんしゅうないよう けんとう さい いただ 厚生労働省職員に対する研修内容を検討する際には、頂 いけん さんこう いたご意見も参考にさせていただきます。</p>

3	<p>つぎ きじゆつ くわ 次の記述を加える。</p> <p>さいがい はけん ふくし ちーむ 「災害派遣福祉チーム」のチーム員</p> <p>たい けんしゅう くんれん に対する研修・訓練の</p> <p>さい しょうがいとうじしゃ しょうがいじよせい ふくごうさべつ してん 際には障害当事者とくに障害女性および複合差別の視点</p> <p>も こうし とうよう を持った講師を登用する。</p>	<p>ほんようりょう しょうがい りゆう さべつ きんし かん こうせいろうどう 本要領は、障害を理由とする差別の禁止に関し、厚生労働</p> <p>しょうしょくいん てきせつ たいおう ひつよう じこう さだ 省職員が適切に対応するために必要な事項を定めるもので</p> <p>してき てん ほんようりょう たいしょう かんが あり、ご指摘の点は、本要領の対象ではないと考えます。</p>
---	--	---

【別紙第3 (不当な差別的取扱いの例)関係】

ばんごう 番号	いけん がいよう ご意見の概要	いけん たい かんが かつ ご意見に対する考え方
4	<p>せいとう りゆう (正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例)のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> 「しょうがいがあることを理由」と、「しょうがい りゆう」との違いは、何を意味するのか？ 「じむ じぎょう すいこう」と、「ぎょうむ すいこう」との違いは、何か？ 	<p>てんめ 1点目について、単にしょうがいがあることのみを理由として一律にたいおうを変えるとといったれいについては、「しょうがいがあることを理由として、一律に」と記載しております。</p> <p>ふとう さべつてきとりあつかい 不当な差別的取扱いについては、「きゃつかんてき み せいとう もくてき 客観的に見て正当な目的のもとにおこなわれたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合」であり、正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、しょうがいしゃ じぎょうしゃ だいさんしゃのけんりりえき (例：あんぜん かくほ ざいさん ほぜん じぎょう もくてき 内容・機能の維持、損害発生防止等)等の観点に鑑みぐたいきばめん じょうきょう おう そうごうてき きゃつかんてき はんたん 具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することとなりますが、こちらの検討を行っていると思われる例については、「しょうがい りゆう」と記載しています。</p> <p>また、てんめ 2点目については、「じむ じぎょう」とは事業者としてのけいぎいかつどう しごととう き 経済活動や仕事等を指しており、「ぎょうむ」はそのじむ じぎょうのうちの一部にちじょうてき けいぞく おこな 日常的に継続して行っている仕事のこととされています。</p>

5	<ul style="list-style-type: none"> 「^{せいとう りゆう}正当な理由があるため、^{ふとう さべつてきとりあつか}不当な差別的取扱いに^{がいとう}該当しないと^{かんが}考える例」は^{さくじよ}すべて削除すべきである。 「^{ごうりてきはいりよ}合理的配慮の^{ていきようぎむほん}提供義務に^{かんが}反しないと^{れい}考えられる例」は^{かくだいかいしゃく}拡大解釈のないよう^{しんちよう}慎重にあげるべきである。 	<p>^{してき}ご指摘の^{れいじ}例示は^{きほんほうしん}基本方針に^{もと}基づき^{きさい}記載したものであるため、^{げんあん}いずれも原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、^{けいさい}掲載されている^{れい}例はあくまでも^{れいじ}例示であり、^{こべつ}個別の^{じあん}事案ごとに^{はんだん}判断することが^{ひつよう}必要である旨^{むねきさい}記載しています。^{いただ}頂いた内容は、^{ないよう}ご意見として^{いけん}承り、^{うけたまわ}今後の^{こんご}参考とさせていただきます。</p>
---	---	--

【別紙 第4 (合理的配慮の基本的な考え方)関係】

ばんごう 番号	いけん がいよう ご意見の概要	いけん かんが かつ ご意見に対する考え方
6	<p>ふとう さべつてきと あつか およ ごうりてきはいりよ かん 不当な差別的取り扱い、及び合理的配慮に関するところ に、つぎ きじゆつ じれい くわ 記述：同じ障害の人も、その人と環境によって合理的配慮 の提供の内容が変わることと、事例にあるとおり、何かの ほじよてきしゆだん かいけつ 補助的手段がありさえすれば解決するわけではないことをふ まえる。併せて、あわ しょうがい ひと ば 障害がある人がその場に行かないことが じゆうらいぜんてい しゅうがく しゅうぎよう かんきよう かんしゅう 従来前提になってきた修学や就業の環境や慣習そのも のからみなお たいおう じれい おんせい でんたつ のから見直しながら対応する。事例では音声のみの伝達が とうぜん かんしゅう 当然の慣習とされていることがうかがえる。 じれい ちょうかくしょうがい いりようげんば はたら (事例)：聴覚障害があり、医療現場で働いている。 つねづね ほちようき 常々、「補聴器をつけていても聞き取れないことがあるの で、も ぶんしょう つた いらい たいおう 文字や文章で伝えてほしい」と依頼しているが、対応 されていない。じようし かんごし 上司や看護師から「それ、まえ い よ！」「一回で覚えられないのはやる気がないからだ」など ぼうげん にちじようてき びよう はっしょう の暴言が日常的になされ、うつ病を発症して入院休職 した。 ほか けん (他1件)</p>	<p>こようぶんや しょうがいしゃさべつ かいしょう そち 雇用分野における障害者差別を解消するための措置について は、しょうがいしゃ こよう そくしんとう かん ほうりつ しょうわ ねんほうりつだ 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123 号）」のさだめるところによることとされており、いけん ほんようりよう 号)の定めるところによることとされており、ご意見は本要領 のたいしょう かんが の対象ではないと考えます。</p>

つぎ きじゆつ じれい くわ
次の記述と、事例のいずれかを加える。

きじゆつ そうだん せつぐう さいしよ ほんにん きぼう き
記述：「あらゆる相談や接遇の最初に、本人の希望を聞きと
り、それを せんちやう する ーる をもつ。あらゆる へんけん はいし
て、本人の ほんにん はなし き はじ
話をよく聞くことから始める。」

しょうがいふくしきーびす ていきやう あ りやうしゃ いこう
「障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の意向を
ふ ほんにん いし はん いせいかいじよ おこな
踏まえ、本人の意思に反した異性介助が行われることがな
いよう とりくみ すす
取組を進める。」

じれい
(事例)

にゆういんさき にちじやうてき いせいかいじよ おこな じよせい
・ 入院先で日常的に異性介助が行われている。女性の
にゆうよく はいせつ やきん じ かいじよ じよせい じゅうじしゃ ほ
入浴や排泄や夜勤時の介助は女性の従事者にして欲しい
と希望を出しても、たいおう だんせい かいじよ う
と希望を出しても、対応されなかった。男性の介助を受け
ることを了承しなければ介助をしないとされた。

ひがい けいさつ はな め み か
・ 被害について、警察に話したが、目が見えないのに加
がいしゃ ちてきしょうがい たし
害者についてわかるはずがない、知的障害があるから確
かな ほんにん はなし みかた じぶん はなし しん
かな話ではない、などの見方をされ、自分の話を信じて
もらえなかったことがある。

しょうがい にんしん しゅっさん こそだ たいへん く
・ 障害があるので妊娠や出産や子育ては大変だと、繰り返
かえ い むり おも
返し言われてきたので、無理なのかなと思ってきた。

しょうがい せっきよくてき う
・ 障害がなかったころは積極的に産むように言われてい
しょうがい にんしん ちゅうぜつ
た。障害をもつようになってから妊娠したときには中絶

りゅうい じこう だい ごうりてきはいりよ きほんてきかんが かた しょうがいしゃ
留意事項 第4 合理的配慮の基本的考え方において、障害者
ほんにん いこう せんちやう そうほう けんせつてきたいわ そうごりかい
本人の意向を尊重しつつ、双方の建設的対話による相互理解を
つう ひつやう ごうりてき ほんい じゅうなん たいおう ひつやう
通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされる必要が
あるとしています。

しょうがいしゃ せいべつ ねんれい じやうたいとう はいりよ とく
また、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に
しょうがい じよせい たい しょうがい くわ じよせい ふ
障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏
まえた たいおう もと りゅうい
まえた対応が求められることに留意することとしています。

	<p>すす を勧められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ぐるーぶほーむにて利用者がカップルで暮らすにあたって、妊娠の可能性があると理由から、施設側が不妊処置を勧め、結果として、利用者が不妊処置を選択した。 くるま いすユーザーの立場で、子育てについて福祉の窓口 に相談した。障害のない保護者と同様に子どもと一緒に公園等に行きたいという願いが理解されず、外出時の育児支援はいまだに得られていない。 	
8	<p>つぎ きさい くわ 次の記載を加える。</p> <p>しょうがいじょせい み まわ かいじょ きが と いれ にゆうよく 障害女性の身の回りの介助（着替え・トイレ・入浴）は、 どうせいかいじょ ひようじゆん い しほん かいじょ おこな 同性介助を標準とし、意思に反した介助が行われないよ う徹底する。女性一般への対応に含めた上で、障害女性の かだい りかい じえんしゃ のぞ 課題に理解ある支援者が望まれる。</p>	<p>べつしりゅういじこう しゃかいてきしょうへき じよきよ しゆだんおよ ほう 別紙留意事項において、社会的障壁の除去のための手段及び方 ほう どうがいしょうがいしゃほんにん いこう そんちょう そうほう けんせつ 法について、当該障害者本人の意向を尊重しつつ、双方の建設 てきたいわ そうごりかい つう ひつよう ごうりてき はんい じゅうなん 的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟 たいおう ごうりてきはりよ ていきょう あ しょうがい に対応すること、また、合理的配慮の提供に当たっては、障害 しゃ せいべつ ねんれい じょうたいとう はいりよ とく しょうがい 者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある じょせい たい しょうがい くわ じょせい ふまえたたいおう 女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応 もと りゅうい が求められることに留意することとしています。</p>

つぎ きじゆつ じれい くわ
次の記述と、事例のいずれかを加える。

きじゆつ じよせい そうだん じよせい う まどぐちたいせい
記述：「女性からの相談は女性が受ける窓口態勢をとる。」

「じよせい せつぐう じよせい きほん じゅうじしゃ
女性の接遇は女性がすることを基本とする。」
けんしゅう しょうがい くわ じよせい けいけん
研修において、障害に加えて女性であることによる経験や
かだい どうじしゃ まな ひっしゅうぶろぐらむ く
課題について当事者から学ぶことを、必修プログラムに組
み入れて実施し、業務や啓発に反映する。」

じれい
(事例)

- 9
- げっけいじ そうだんまどぐち くわ はな
・ 月経時のことについて相談窓口に詳しく話さなければなら
ない場面があって、担当者は男性ばかりだったので話し
づらかった。
 - らいいんしゃ いいん いりぐち ほどう だんき
・ 来院者から、医院の入口と歩道のあいだに段差があつて
でんどうくるま あくせす れんらく う
電動車いすではアクセスできなかったと連絡を受け、
じちたい じょうれい き する ーぶ
自治体の条例があることも聞いて、すぐにスロープを
せっち
設置した。
 - じよせい たい ぼうりよく そうだん たんどうしゃ けんしゅう
・ 女性に対する暴力の相談にたずさわる担当者の研修
に、毎回、「障害のある女性と複合差別」を設けて、それ
しょうがい こと ふくすう じよせい こうし まね ぜんいん
ぞれ障害の異なる複数の女性を講師として招き、全員で
いけんこうかん おこな
意見交換を行っている。
 - さいがい ぼうし きゅうえん たんどうしゃ ひっしゅうけんしゅう
・ 災害の防止や救援にかかわる担当者の必修研修に、
さいがい じ しょうがい じよせい けいけん て ーま じもと
災害時の障害のある女性ゆえの経験をテーマに、地元で

りゅういじこう だい ごうりてきはいりよ きほんてきかんが かた しょうがいしゃ
留意事項 第4 合理的配慮の基本的考え方において、障害者
ほんにん いこう さんちよう そうぼう けんせつてきたいわ そうごりかい
本人の意向を尊重しつつ、双方の建設的対話による相互理解を
つう ひつよう ごうりてき ほんい じゅうなん たいおう ひつよう
通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされる必要が
あるとしています。

しょうがいしゃ せいべつ ねんれい じょうたいとう はいりよ とく
また、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に
しょうがい じよせい たい しょうがい くわ じよせい ふ
障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏
またたいおう もと りゅうい
まえた対応が求められることに留意することとしています。

	<p>課題に取り組んでいる障害のある女性を講師に招き、意見交換し、業務に反映させている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ガイドヘルパー予約の際に「買い物のガイドだから男性のガイドヘルパーでもいいですか？」と対応されがち。女性として同性のガイドヘルパーを希望する。“排泄や入浴などの介助ではないから男性でもいいでしょう”という見方から転換して、合理的配慮として認識してほしい。 	
10	<p>次の記述を加える。</p> <p>障害女性の課題を理解して相談対応にあたることができる人を育成・配置する。</p>	<p>留意事項 第4 合理的配慮の基本的考え方において、障害者本人の意向を尊重しつつ、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされる必要があるとしています。</p> <p>また、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意することとしています。</p>
11	<p>「合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。」に「から生じる障害のない人との格差、障害のある男性との格差の是正も」を加え次のようにする。</p> <p>「(略) 障害に加えて女性であることから生じる障害の</p>	<p>留意事項 第4 合理的配慮の基本的考え方において、障害者本人の意向を尊重しつつ、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされる必要があるとしています。</p> <p>また、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意することとしています。</p>

ない^{ひと}人との^{かくさ}格差、^{しょうがい}障害のある^{だんせい}男性との^{かくさ}格差の^{ぜせい}是正も^ふ踏まえ
た^{たいおう}対応が^{もと}求められることに^{りゅうい}留意する。」

【別紙 第6 (合理的配慮の例)関係】

ばんごう 番号	いけん がいよう ご意見の概要	いけん たい かつ ご意見に対する考え方
12	<p>(合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベント当日に、視覚障害のある者から職員に対し、イベント会場内を付き添ってブースを回ってほしい旨頼まれたが、混雑時であり、対応できる人員がいないことから対応を断ること。(過重な負担(人的・体制上の制約)の観点)を削除し、差別に当たる事例として場所を移動する。または下記のように変更する。 ・ (略) 対応できる人員がいないことから、混雑時で付き添うことはできないが、目的のブースまでは案内できる旨を説明し、本人の意向を聞きつつ代替案を提供すること。 ・ 現在の事例のような断り方は、差別に当たるため、「合理的配慮の提供義務に反しない事例」からは削除し、差別事例として入れるべきと考えます。付き添いきない理由を説明し、代替案を提案する等、基本方針の類似事例の趣旨に沿った変更を求める。 	<p>基本方針において、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者に丁寧にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましく、その際には、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められるとしておりますので、以下の通り修正し、(合理的配慮にあたり得る物理的環境への配慮の例)に移動いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベント当日に、視覚障害のある者から職員に対し、イベント会場内を付き添ってブースを回ってほしい旨頼まれたが、混雑時であり、対応できる人員がいないことから、常に付き添うことはできないが、本人の意向を聞きつつ代替案を提供する。

対応要領に、記述「厚生労働省のウェブサイトにてPDF
 版で提供する文書は、テキストデータ版をはじめ、障害の
 ある人がアクセスしやすい形で提供する」を加える。
 「合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例」とし
 て、内閣府本府対応指針案に掲載されているものを対応
 要領にも記載する。
 (引用) ○ オンラインでの申込手続きが必要な場合に、
 手続きを行うためのウェブサイトが障害者にとって利用しづ
 らいものとなっていることから、手続きに際しての支援を求め
 る申出があった場合に、求めに応じて電話や電子メールでの
 対応を行う(合理的配慮の提供)とともに、以後、障害
 者がオンライン申込みの際に不便を感じることをないよう、
 ウェブサイトの改良を行う(環境の整備)

本要領は、法第7条に規定する事項に関して定められるもの
 であり、ウェブサイトの改良などの環境の整備については、
 別途、適切に対応してまいります。

【その他^た】

ばんごう 番号	いけん がいよう ご意見の概要	いけん たい かんが かた ご意見に対する 考え方
14	<p>こうせいろうどうしょう 厚生労働省さんは、</p> <p>しょうがいしゃわりびき ひとり りよう だめ げんじよう しょうがいしゃ 『障害者割引“一人で利用はダメ”』という現状、障害者</p> <p>わりびき せいしんしょうがいしゃ かた わりびき あいしー かーど しょうがいしゃ 割引で、精神障害者の方は割引のICカードと、障害者</p> <p>てちょう りようほう も ある たいおう あいしー かーど 手帳の両方を持ち歩かないと対応がされない(ICカード</p> <p>たんたい しょうがいしゃてちょうたんたい わりびき 単体でも、障害者手帳単体でも割引がされない)という</p> <p>げんじよう し 現状を知っていますでしょうか。</p> <p>かいごしゃ ほう あつか め み しょうがい 介護者がいた方が『扱いやすい』/目に見えない障害は、</p> <p>め み がい しょうがい と あつか げんじよう 目に見えるまでは障害として取り扱わない、その現状を</p> <p>か がいどらいん しゅうせい 変えていくためのガイドラインの修正です。</p> <p>がいどらいん がいてい さい しょうがいしゃ かた ガイドラインが改定された際には障害者の方みんなが、</p> <p>ひとり うけつけ き てきせつ きーびす う びんかん 一人で受付に来ても適切なサービスを受けられる民間にも</p> <p>ひろ それを広められるようにしてほしいです。</p>	<p>いけん うけたまわ ご意見として 承ります。</p>
15	<p>ちゅうおうろうどういいんかい じ ぶ きよくしよくいん ほんようりよう たいしよう 中央労働委員会事務局 職員が本要領の対象ではない</p> <p>りゆう うかが 理由を伺いたい。</p>	<p>ちゅうおうろうどういいんかい 中央労働委員会においても、「中央労働委員会における</p> <p>しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりよう 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」</p> <p>へいせい ねん がつ にち きだ (平成27年12月7日)が定められているためです。</p>

わたし せいしんしょうがい はったつしょうがい も どうじしゃ
 私は精神障害、そして発達障害を持つ当事者です。もと
 もとは発達障害のみでした。
 しょうがい かく くろーず はたら たびかさ
 障害を隠して（クローズ）働いていましたが、度重なる
 ばわーはらすめんと けっか に じしょうがい よく
 パワーハラスメントなどの結果、二次障害として抑うつを
 はっしょう せいしんしょうがい みと
 発症し精神障害も認められることになりました。
 ご せいかつ くに じえいあーる かくしてつ なか せいしん
 その後の生活において、国や J R、各私鉄の中で精神
 しょうがいしゃ たんどくりよう わりびき けんよう
 障害者の単独利用の割引についての検討はされていないこ
 とや、障害雇用の賃金がほかの障害者よりも精神・発達
 しょうがい しょうがいこよう ちんぎん しょうがいしゃ せいしん はったつ
 障害がとりわけ低い傾向にあたり、また採用自体されづ
 らい現状のため、就職活動をしなくても採用されることもな
 げんざいしゅうにゆう しょうがいねんきん くる
 く現在収入が障害年金しかなく苦しいです。
 しょうがいねんきん たんたい く がく ちょきん
 障害年金もそれ単体で暮らしていける額ではなく、貯金を
 き くず じょうきよう せいかつ な た
 切り崩している状況ですが、このままでは生活が成り立
 ちません。
 かぞく しんぞく しえん え たちば せいしん はったつしょうがいしゃ
 家族や親族の支援が得られない立場の精神・発達障害者も
 おお いま せいど ひとり じりつ い ほう
 多く、今のままでの制度では一人で自立して生きていく方
 ほう げんじょう い かごん
 法が現状ないと言っても過言ではありません。
 わたし ひとり こじん じりつ せいかつ いとな
 私は一人の個人として、自立した生活を営みたいです。
 せいしん はったつしょうがい さべつ せいど
 そのためにも、精神・発達障害の差別をなくす制度づくり
 すす
 を進めていただきたいです。

いただいたご意見につきましては、担当部局へ伝えます。

つぎ きじゆつ くわ ぐたいてき つた か き
次の記述を加える。かつ、具体的に伝えるために、下記の

いづれかの事例を加える。

きじゆつ ほうかつてきせいきょうい く じっし と く
記述：「包括的性教育の実施に取り組む。」

(事例)

- とくべつしえんがっこう にじ わ ことば たにん きより
・ 特別支援学校で「虹の輪」という言葉で、他人と距離をとるように指導された。
- きょういん ふく ぬ きょういん い
・ 教員に服を脱ぐようにいわれ、教員の言うことなので従うしかなく、性行為の直前で他者に発見された。ほんにん しょうがい じよせいと
本人（障害のある女生徒）はおかしい、いやだと思っはいたが、教員にいわれたことは従うように教えられてきたため、抵抗したり、助けを求める声をあげたりすることはできなかった。
- にんしん のぞ こうさいあいて ひにん
・ 妊娠を望んでいなかったが、交際相手が避妊をせず、せいこうい たい ていこう なに い
性行為をした。そのことに対して「抵抗もせず、何も言わなかった」ため、同意しているとみなされ、妊娠を回避できなかった。
- にんしん じかく いりょうきかん い じゆしん
・ 妊娠の自覚があったが、医療機関に行き受診することができず、しゅうい そうだん
周囲に相談することもできなかった。

ほんよりよう しょうがい りゆう さべつ きんし かん こうせい
本要領は、障害を理由とする差別の禁止に関し、厚生
ろうどうしょうしよくいん てきせつ たいおう ひつよう じこう さだ
労働省職員が適切に対応するために必要な事項を定めるも
のであり、ご指摘の点は本要領の対象ではないと考えま
す。

つぎ きじゆつ くわ ぐたいてき つた か き
次の記述を加える。かつ、具体的に伝えるために、下記の
じれい ぐわ
事例のいずれかを加える。

きじゆつ
記述

しょうがいべつ せいべつ とくてい しょくぎょう しょくしゆ むす
「障害別および性別によって特定の職業や職種に結び
たいおう しんろ せぼ たいおう ほんにん きぼう
つける対応や進路を狭める対応をしない。本人の希望と
てきせい しょくぎょうせんたく い たいおう
適性を職業選択に活かせるように対応する。」

じれい
(事例)

- ちてきしょうがい じよせい てしごと ようい
・ 知的障害のある女性だからと、いつも手仕事が用意され
れた。どんな仕事をしたいか、希望を聞かれたことがな
い。
- ちょうかくしょうがい ひと かいわ
・ 「聴覚障害があるから、人と会話することがない、
て うご しごと しょうがっこうていがくねん すいしょう
手を動かす仕事を」と、小学校低学年から推奨され
た。女性には縫製や理髪りはつの職業コースがあった。本人
の希望や適性とはかけはなれているために離職した人も
おお
多い。
- しゅうしかてい つぎ はくしかてい すず だいがく けんきゅうしゃ
・ 「修士課程の次には博士課程に進み、大学で研究者と
がんば ぎょういん つた
して頑張りたい」と教員に伝えたところ、「あなたはろ
しゃ じよせい だいがく しゅうしょく けんきゅうじよ
う者で女性だから大学への就職はできない。研究所に
しか就職先はない」と言われた。

18

こようぶんや しょうがいしゃさべつ かいしょう そち
雇用分野における障害者差別を解消するための措置につい
ては、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律
だいごう くだ さいだ いけん
第123号）」の定めるところによることとされており、ご意見
ほんようりょう たいしょう かんが
は本要領の対象ではないと考えます。

<p>19</p>	<p>つぎ <small>かひつ</small> 次のことを加筆する。 「知的障害<small>ちてきしょうがい</small>などがある人が活用<small>ひと かつよう</small>できるよう、母子手帳<small>ぼ してちょう</small>の『わかりやすい版<small>ばん さくせい ほん</small>』の作成と配布<small>はいふ すす</small>を進める。現在ある点字版<small>てんじばん</small>のほかに、拡大文字版<small>かくだいまじばん</small>やテキストデータ版<small>てきすと でーたばん</small>を提供<small>ていきょう</small>する。」</p>	<p>母子健康手帳<small>ぼ し けんこうてちょう</small>については、こども家庭庁<small>かていちょう</small>が所管<small>しよかん</small>しており、ご意見<small>いけん</small>は本要領<small>ほんようりょう</small>の対象<small>たいしやう</small>ではないと考<small>かんが</small>えます。</p>
<p>20</p>	<p>つぎ <small>きじゆつ じれい くわ</small> 次の記述と事例を加える。 記述 「地域防災計画<small>ちいきぼうさいけいかく</small>の策定・実施<small>さくてい じっし</small>のプロセスや、避難所運営<small>ひなんじやうんえい</small>委員会<small>いいんかい</small>メンバー<small>めんばー</small>に、障害<small>しょうがい</small>のある人<small>ひと</small>、特に障害<small>しょうがい</small>のある女性<small>じよせい</small>の参画<small>さんかく</small>を確保<small>かくほ</small>する。」 (事例) 東日本大震災時<small>ひがしにほん だいしんさい じ</small>、仙台<small>せんだい</small>に住<small>す</small>んでいた。大震災後<small>だいしんさいご</small>バリアフリー<small>ばりあふりー</small>と称<small>しょう</small>して造<small>つく</small>られた仮設住宅<small>かせつじゆうたく</small>やスロープ<small>すろーぷ</small>も幅<small>はば</small>が足りない、車<small>くるま</small>いすで回<small>かいてん</small>転<small>てん</small>することができないなど、障害者<small>しょうがいしゃ</small>にとって不十分<small>ふじゆうぶん</small>で使<small>つか</small>いにくい。設計段階<small>せつけいだんかい</small>で障害者<small>しょうがいしゃ</small>の声<small>こえ</small>を聞いていない、当事者<small>とうじしゃ</small>の参画<small>さんかく</small>がないためだ。 (脊髄性筋萎縮症<small>せきずいせいきんいしゆくしやう</small>)</p>	<p>本要領<small>ほんようりょう</small>は、障害<small>しょうがい</small>を理由<small>りゆう</small>とする差別<small>さべつ</small>の禁止<small>きんし</small>に関し、厚生労働省<small>こうせい ろうどうしやうしやくいん</small>職員<small>てきせつ たいおウ</small>が適切<small>ひつよう</small>に対応<small>じこう</small>するために必要な事項<small>きだ</small>を定めるものであり、ご指摘<small>してき てん</small>の点<small>ほんようりょう</small>は、本要領<small>たいしやう</small>の対象<small>かんが</small>ではないと考<small>かんが</small>えます。</p>

<p>21</p>	<p>つぎ きじゆつ じれい くわ 次の記述と事例を加える。</p> <p>きじゆつ じたく ひなんぶつし う と ひさいご いぜん 記述：「自宅でも避難物資が受け取れる、被災後も以前と どうよう かいじよ さーびす え 同様の介助サービスが得られるようにするなど、在宅避難 たい けいぞくてき しえん に対する継続的な支援をおこなう。」</p> <p>じれい (事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> べっど がなければかいじよ そのものがひじょう こんなん ・ ベッドがなければ介助そのものが非常に困難になる。 ゆか ね なければならぬ ひなんじよ す むずか 床に寝なければならない避難所で過ごすことは難しい。 のうせい ま ひ (脳性麻痺) さいがい へる ぱー こ ひなんじよ ・ 災害でヘルパーが来られないこともあり、避難所も ひつよう せきずいせんしょう 必要。(脊髄損傷) じんこうこきゅうきしやうしゃ ひじょうじ でんげんかくほ いのち かが ・ 人工呼吸器使用者にとって非常時の電源確保は命に関 じゅうよう せきずいせいきんいしゆくしょう わる重要なこと。(脊髄性筋萎縮症) 	<p>ほんようりよう しょうがい りゆう きべつ きんし かん こうせい 本要領は、障害を理由とする差別の禁止に関し、厚生 ろうどうしょうしよくいん てきせつ たいおう ひつよう じ こう さだ 労働省職員が適切に対応するために必要な事項を定めるも のであり、ご指摘の点は、本要領の対象ではないと考えま してき てん ほんようりよう たいしょう かんが す。</p>
-----------	---	---

<p>22</p>	<p>まず障害者が資格取得の際に差別を受けることなく資格取得ができることは社会にとっても重要なことであろうと思います。</p> <p>それと同時に実施機関に委託している場合の正しい情報把握と、適切な監視、及び指導をすることは一番必要なことであり、やらなければならないことであると感じています。</p> <p>また資格取得後、その意志と能力がある障害者を直接的、間接的に欠格条項等で登録等を阻む、もしくはその不安を与えることはあってはならないと思いますしそこまできちんと監視していく責任があると私は思います。</p> <p>そこまで実施できたとき、はじめてこの法令が意味のあるものになると感じます。</p>	<p>本要領は、障害を理由とする差別の禁止に関し、厚生労働省職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものであり、ご指摘の点は、本要領の対象ではないと考えます。</p>
<p>23</p>	<p>次の記述と事例を加える。</p> <p>記述</p> <p>「福祉サービスの利用制限や一時停止が起らないよう、事業所への指導を徹底し、人員確保のための措置を講じる。」</p> <p>「感染防止のために民間事業所や家族の支援が得られない人を対象に、ショートステイできる環境や介助者派遣</p>	<p>本要領は、障害を理由とする差別の禁止に関し、厚生労働省職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものであり、ご指摘の点是对応要領の対象ではないと考えます。</p>

を、公的^{こうてきせいど}制度^いに位置^ちづける。」

「入院^{にゅういんちゆう}中の^{しょうがいしゃ}障害者^{かいじょしゃ}への^つ介助者^その^{きよひ}付き添い^{きよひ}を拒否^{きよひ}しないよ
う、医療^{いりようきかん}機関^{しどう}への^{てつてい}指導^{てつてい}を徹底^{てつてい}する。」

(事例^{じれい})

- ・ 知人^{ちじん}の^{かいじょしゃ}介助者^{のうこうせつしよくしゃ}が濃厚^{ちじん}接触^{のうこう}者^{のうこう}となり、知人^{ちじん}もその濃厚^{のうこう}接触^{のうこう}者^{のうこう}として^{たいおう}対応^{たいおう}され、極^{きよく}力^{りき}接触^{せつしよく}を防^{ふせ}ぐため必要^{ひつよう}な^{ひつよう}支援^{しえん}も減^へらされたが、自分^{じぶん}だったらと思^{おも}うと本当^{ほんとう}に恐^{おそ}ろしい。(肢体^{したいふじゆう}不自由^{ふじゆう})
- ・ 感染^{かんせん}リスク^{りすく}を口実^{こうじつ}に、2週^{しゅうかん}間にわたって^けケア^{あていきよう}提供^とを止められた。居住^{きょじゆうち}地の^{じちたい}自治体^{じちたい}はそのようなこと^{みと}は認^{みと}めていない。(肢体^{したいふじゆう}不自由^{ふじゆう})
- ・ 女性^{じょせい}ヘルパー^{へるぱー}は家族^{かぞく}ケア^{けあ}を担^{にな}わなければならない^{にな}状況^{じょうきよう}におかれて^{おお}いることが多く、学校^{がっこう}休校^{きゅうこう}時に^こ子ども^この世話^{せわ}のため^{きゃんせる}キャンセル^ふが増^ふえ、女性^{じょせい}ヘルパー^{へるぱー}の派遣^{はけん}を^え得^えられないことが続^{つづ}いた。(肢体^{したいふじゆう}不自由^{ふじゆう})
- ・ 重度^{じゅうど}の^{しょうがいじょせい}障害女性^{しんがたころなういるす}が新型^{べつ}コロナウイルス^{しっかん}とは別^{べつ}の疾患^{しっかん}で入院^{にゅういん}し^{かいじょしゃ}介助者^つの^そ付き添い^{みと}が認め^なられぬまま^な亡^なくなった。
最低^{さいていげん}限^かの^{かいじょ}介助^うしか受け^{げんごしょうがい}られなかつたのでは？言語^{げんごしょうがい}障^{げんごしょうがい}害^{げんごしょうがい}が
あり、^{こみゆにけーしょん}コミュニケーション^とが取^{こどく}れない^{なか}孤独^いの中^い、^{いよく}生きる^{いよく}
意欲^{いよく}もなくな^{へるぱー}ったのでは^{じぎょうしょ}ない^{じぎょうしょ}だろうか。(ヘルパー^{じぎょうしょ}事業^{じぎょうしょ}所^{じぎょうしょ}
職員^{しよくいん})

ご意見^{いけん}を踏^ふまえて修正^{しゅうせい}したものの他^{ほか}、別紙^{べっしだい}第^{だい}6（障害^{しょうがい}特性^{とくせい}に応^{おう}じた留意^{りゅういてん}点^{てん}について）を以下^{い か}のとおり修正^{しゅうせい}しています。

(修正^{しゅうせい}前^{まえ})

「障害^{しょうがい}特性^{とくせい}に応^{おう}じた対応^{たいおう}の具体^{ぐたいれい}例^{れい}に関しては、「障害^{しょうがい}者^{しゃ}差別^{さべつ}解消^{かいしょう}法^{ほう}福祉^{ふくし}事業^{じぎょう}者^{しゃ}向け^{むけ}ガイド^{がい}ライン^{らいん}～福祉^{ふくし}分野^{ぶんや}における事業^{じぎょう}者^{しゃ}が講^{こう}ずべき障害^{しょうがい}を理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}を解消^{かいしょう}するための措置^{そち}に関する指^し針^{しん}～」第^{だい}3（3）に代表^{だいひょう}的な障害^{しょうがい}特性^{とくせい}と対応^{たいおう}時に配^{はい}慮^{りょ}すべき事項^{じこう}について示^{しめ}されているので、別添^{べつてん}に留意^{りゅうい}されたい。」

(修正^{しゅうせい}後^ご)

「障害^{しょうがい}特性^{とくせい}に応^{おう}じた対応^{たいおう}の具体^{ぐたいれい}例^{れい}に関しては、「障害^{しょうがい}者^{しゃ}差別^{さべつ}解消^{かいしょう}法^{ほう}福祉^{ふくし}事業^{じぎょう}者^{しゃ}向け^{むけ}ガイド^{がい}ライン^{らいん}～福祉^{ふくし}分野^{ぶんや}における事業^{じぎょう}者^{しゃ}が講^{こう}ずべき障害^{しょうがい}を理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}を解消^{かいしょう}するための措置^{そち}に関する指^し針^{しん}～」第^{だい}3（6）に代表^{だいひょう}的な障害^{しょうがい}特性^{とくせい}と対応^{たいおう}時に配^{はい}慮^{りょ}すべき事項^{じこう}について示^{しめ}されているので、留意^{りゅうい}されたい。」

(修正^{しゅうせい}理由^{りゆう})

当該^{とうがい}ガイド^{がい}ライン^{らいん}は、別途^{べつと}公表^{こうひょう}される資料^{しりょう}であるため、記載^{きさい}は省^{しょう}略^{りやく}いたしました。